

三池港外貿コンテナ定期航路貨物集荷助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 マイポートみいけ利用促進協議会（以下「協議会」という。）は、三池港を利用する海運貨物取扱業者（以下「フォワーダー」という。）に対して、予算の範囲内において助成金を交付することとし、事業実施に関する必要事項については、この要綱に定めるところによる。

(助成の目的)

第2条 三池港における取扱貨物量を増加し、将来的な定期航路の増便や新規定期航路の就航をめざし、更なる国際競争力の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における次の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フォワーダーとは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）で規定する貨物利用運送事業者や、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する一般港湾運送事業を行う事業者など、荷主から貨物を預かり、荷主の代行として輸送を依頼する者をいう。
- (2) コンテナ1本は、20フィート、40フィートサイズを問わないものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金は、次の各号に掲げる要件を満たす企業（個人経営を含む。以下同じ。）に交付するものとする。

- (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続しているもの。
- (2) 助成対象期間において、荷主企業等から三池港外貿コンテナ定期航路（国際コンテナ戦略港湾との内航フィーダー輸送を含む。）（空コンテナは除く。）を利用してコンテナ貨物の輸出入に関する依頼を受けているもの。
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないもの。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象期間の取扱貨物量に応じて、次の各号のとおりとする。

ただし、いずれも依頼元荷主企業数は問わないものとする。

- (1) 当該年度の上半期又は下半期において、取扱貨物量がコンテナ50本以上で10万円交付する。
- (2) 前号の規定については、当該年度において、1企業あたり20万円を上限とし、申請は、1企業あたり2回とする。
- (3) 「三池港外貿コンテナ定期航路利用促進助成金」との重複での交付も可能とするが、同一の事業者が重複して交付を受けることはできないものとする。
- (4) 助成金は予算の範囲内とし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は、超過部分は交付しないものとする。ただし、同一日である請求金額が予算額を超えた場合は、当該請求金額については、予算残額を按分して交付するものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとするフォワーダーは、当該年度の翌年度4月末日までに、三池港外貿コンテナ定期航路貨物集荷助成金交付申請書（様式第1号）により、別に定める書類を添えて、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは助成金の交付の決定を行い、助成対象者に対し様式第2号の対し三池港外貿コンテナ定期

航路貨物集荷助成金交付決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。なお、不交付の場合は、三池港外貿コンテナ定期航路利用促進助成金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（助成金の返還）

第8条 会長は、虚偽の請求又は不正な手段により助成金を受領した者には、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

マイポートみいけ利用促進協議会会長 殿

申請者 所在地
氏 名

三池港外貿コンテナ定期航路貨物集荷助成金交付申請書

三池港外貿コンテナ定期航路貨物集荷助成金として、令和 年度三池港外貿コンテナ定期航路貨物集荷助成金交付要綱第6条の規定により、下記の金額を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 交付申請額 金 円
(年間交付累計額 円)

3 取扱貨物量 本

4 添付書類

- ・輸出の場合：B/L(Bill of Lading) の写し
- ・輸入の場合：A/N(Arrival Notice) の写し

(振込先口座)

金融機関名	本支店名	預金の種別	口座番号	口座名義人
		1 普通（総合） 2 当座		（フリガナ）

様式第2号

マ協第 号
令和 年 月 日

様

マイポートみいけ利用促進協議会会長
会 長

三池港外貿コンテナ定期航路貨物集荷助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました三池港外貿コンテナ定期航路貨物集荷助成金については、三池港外貿コンテナ定期航路貨物集荷助成金交付要綱第7条の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

金 _____ 円

様

マイポートみいけ利用促進協議会会長
会 長

三池港外貿コンテナ定期航路貨物集荷助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のありました三池港外貿コンテナ定期航路貨物集荷助成金については、
下記の理由により、交付しないことと決定しましたので、通知します。

記

- 1 申請金額
- 金_____円
- 2 不交付の理由